

女性創業者応援ローン 「ニュー・ラグーン」

No.1

平成29年4月3日現在

1. 商品名	・女性創業者応援ローン 「ニュー・ラグーン」
2. ご利用いただける方	・当金庫営業地区内に事業所・住所があり、新規創業もしくは事業開始後税務申告を2期終えていない女性起業家・経営者の法人もしくは個人事業主の方
3. お使いみち	・運転資金、設備資金
4. ご融資金額	・日本政策金融公庫とご融資金按分の2本立です（融資比率は5：5となります） ・当金庫は50万円以上500万円以内で日本政策公庫と合算で1,000万円以内となります
5. ご融資期間	・運転資金、設備資金とも7年以内（据え置き6ヶ月以内）
6. ご融資利率	・5年以内：年1.80%（ご融資実行後1年間は年1.50%） ・5年超：年2.00%（ご融資実行後1年間は年1.50%） いずれも固定金利です
7. ご返済方法	・元利均等返済または元金均等返済をお選びいただけます
8. 担保	・原則不要です
9. 保証人	・経営者保証ガイドラインに沿った対応となります
10. 手数料	・不要です
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。

	<p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
1 2. その他	<ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます・結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。・ご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください